

特定非営利活動法人あいちグローバルチャイルドリリーフセンター

Aichi Global Child Relief Center (AGCRC)

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あいちグローバルチャイルドリリーフセンターという。英語表記は Aichi Global Child Relief Center (AGCRC) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市熱田区沢下町8番4号愛知私学会館3階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外において戦争、紛争、災害その他の事情により心身及び生活に困難を抱える子どもに対して、医療支援、心理的支援、生活支援、教育支援その他の人道支援に関する事業を行い、当該子どもに係る生活上及び成長過程における諸問題の改善又は解決を図り、子どもの福祉の向上と健全育成の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの医療、心理的支援及び教育支援に関する事業
- (2) 青少年による国際人道支援ボランティアに関する事業
- (3) 国内普及啓発・寄付募集事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体  
(人会)

第7条 会員の人会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(人会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める人会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の人会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・

押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところ

による。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を

得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人人力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 久田光政

寺務理事 田中涼子

理事 安藤 悠太

同 伊藤 加奈子

同 大野 由香里

同 倉原 真依

同 鈴木 稔子

同 西形 久司

同 山本 尚範

同 和田 成博

監事 高柳 敦

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0円 年会費 2,000円

(2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 1,000円

役員名簿

特定非営利活動法人あいちグローバルチャイルドリリーフセンター

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ヒカダ ミツマサ 久田 光政	[Redacted]	有
理事	タナカ リョウコ 田中 涼子		有
理事	アンドウ ユウタ 安藤 悠太		無
理事	イトウ カナコ 伊藤 加奈子		無
理事	オノノ ユカリ 大野 由香里		無
理事	クラハラ マイ 倉原 真依		無
理事	スズキ トシ子 鈴木 稔子		無
理事	ニシカタ ヒサジ 西形 久司		無
理事	ヤマモト タカノリ 山本 尚範		無
理事	ワダ ナリヒロ 和田 成博		無
監事	タカヤギギ アツシ 高柳 敦		無

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、長期化する戦争の中で、多くの子どもたちの命と未来を脅かし続けている。親や家族を失い、住む場所を追われ、心身に深い傷を負った子どもたちは、十分な医療、心理的ケア及び教育の機会を得られない状況に置かれている。

戦争の影響は一時的なものではなく、子どもたちの成長過程に長期的な影響を及ぼす。心的外傷や学習機会の喪失は、将来の社会参加や自立にまで影響する重大な課題であり、こうした状況に対しては、短期的支援にとどまらない継続的かつ専門的な支援体制の構築が求められている。

本法人は、戦争・紛争・災害等により心身及び生活に困難を抱える子どもに対し、医療支援、心理的ケア、生活支援、教育支援、自立に向けた職業能力支援並びに安全確保及び保護に関する支援等を行い、子どもが安全に成長し、将来への希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的として設立するものである。

特に、2011年に久田光政及び口中涼子により設立された特定非営利活動法人被災者応援愛知ボランティアセンターにおいて実施してきた「震災孤児遺児応援ワンコイン・サポーターズ20,000人プロジェクト」は、全国6,900人の市民の継続的な支援に支えられ、これまで延べ8,860人の子どもたちに総額6億1,527万円を届けてきた実績を有している。

本法人は、この長年におわたる支援活動の経験及び市民参加型支援モデルを継承・発展させ、戦争や災害により困難な状況に置かれた海外の子どもたちへの支援へと展開するものである。

本法人の設立にあたっては、既存の特定非営利活動法人被災者応援愛知ボランティアセンターとの役割の違いを明確にしている。

同法人は、東日本大震災以降、国内の被災地支援および孤児・遺児支援を主たる目的として活動してきたものであり、その活動領域は主として日本国内における支援に位置付けられている。

一方で、本法人が取り組む事業は、戦争や紛争、災害等により困難な状況に置かれた海外の子どもたちへの支援を主たる目的とするものであり、活動地域、支援体制、必要とされる専門性および安全管理体制等において、国内支援とは異なる独立した運営体制が求められる。

このため、既存法人の枠組みの中で海外支援事業を実施するのではなく、事業目的および活動領域を明確に区分した新たな法人を設立することにより、適切な事業運営および責任体制の確立を図るものである。

愛知から国際社会へ連帯の輪を広げ、医療・教育・福祉・企業・市民が協働する持続可能な支援モデルを確立することは、地域社会の国際貢献の推進にも資するものであり、愛知か

ら始まった市民参加型支援の実践を国際社会へと広げる新たな挑戦である。

以上の趣旨により、特定非営利活動法人あいちグローバルチャイルドリリーフセンターを設立する。

## 2 申請に至るまでの経過

発起人らは、東日本大震災以降、被災地支援および孤児・遺児支援に継続的に取り組んできた。特に「ワンコイン・サポーターズ」事業においては、市民の少額寄付を積み重ねる仕組みにより、長期的かつ安定的な支援を実施してきた実績を有している。

ウクライナ侵攻の長期化に伴い、戦争で被災した子どもたちへの支援の必要性を強く認識し、既存の支援モデルを国際人道支援へ展開する可能性について協議を重ねてきた。医療、教育、福祉、企業経営、学術分野等の関係者との意見交換を行い、支援の具体的内容および組織体制について検討を進めた。

2026年2月24日には設立社員総会を開催し、趣旨説明、定款案の協議、役員体制の確認等を行った。参加者からは、本法人の設立が社会的に意義ある取り組みであるとの賛同が得られ、法人設立の具体的手続きを進めることが確認された。

その後、定款の整備、役員就任の承諾、事業計画および活動予算の策定等、法人設立に必要な準備を整え、本日、特定非営利活動法人の設立認証を申請するに至ったものである。

令和8年2月24日

特定非営利活動法人あいちグローバルチャイルドリリーフセンター  
設立代表者  
氏 名 久田 光政

特定非営利活動法人あいちグローバルチャイルドリリーフセンター  
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

本法人の代表は、既に別団体において海外での人道支援活動および現地視察を実施しており、トルコをはじめとする紛争影響地域での支援状況の把握、関係機関との連携協議等の経験を有している。

これらの実績とネットワークを基盤として、本法人においてはウクライナ侵攻により被災した子どもたちへの支援を、段階的かつ実現可能な形で展開する。

令和8年度は、代表がこれまで構築してきた現地関係機関との連携基盤を活かし、ポーランドにおける支援ニーズの再確認および安全管理体制の整備を行い、令和9年度以降の安定的かつ継続的な子ども支援施設の運営開始を目指す。

本法人は、拙速な事業拡大を避け、実現可能性を重視しつつ、透明性の高い会計管理および情報公開を徹底することで、持続可能な国際人道支援体制を構築する。また、市民参加型の継続寄付制度を基盤とした運営を行い、将来的には認定 NPO 法人の取得を視野に入れた組織基盤の強化を図る。

本年度は、次の三点を重点事項として取り組む。

- ①子どもの医療、心理的支援及び教育支援に関する事業（ポーランド）
- ②国際人道支援及び国際協力に関する事業（フィリピン）
- ③調査研究、情報提供及び普及啓発に関する事業

## 2 特定非常利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) 子どもの医療、心理的支援及び教育支援に関する事業	ポーランドにおいて、ウクライナから避難している子どもを対象に、安心して生活及び学習ができる環境の整備を進めるとともに、教育支援プログラムの構築及び支援スタッフの配置を行う。  あわせて、現地関係機関との連携を強化し、子どもの健全な成長及び将来的な自立を支える包括的支援体制の確立を図る。	(A) 2026年設立～2027年3月 (B) ポーランド (C) 3名	(D) ウクライナからポーランドへ避難している子どもたち (E) 10～20人	2,000
(2) 青少年による国際人道支援ボランティアに関する事業	フィリピン・セブにおいて、ストリートファミリー及びスラム地域の子どもたちを対象とした生活支援及び教育支援活動を実施する。  あわせて、日本の青少年が国際人道支援活動に参画する機会を提供し、国際協力の担い手となる人材の育成を図る。	(A) 2026年設立～2027年3月 (B) フィリピン・セブ (C) 20人	(D) フィリピン・セブのストリートファミリー、スラム地域の子どもたち (E) 100人	1,500
(3) 国内普及啓発・寄付募集事業	名古屋市内において、ウクライナ侵攻により被災した子どもたちの現状及び国際人道支援の必要性に関する普及啓発活動を実施する。  あわせて、市民及び企業を対象に少額から継続的に参加できる「ワンコイン・サポーターズ」の募集を行い、安定的な支援基盤の構築を図る。	(A) 2026年設立～2027年3月 (B) 名古屋市内（公共施設、学校、イベント会場等） (C) 3名	(D) 名古屋市民、学生、企業関係者等 (E) 延べ300名	850

特定非営利活動法人あいちグローバルチャイルドリリーフセンター  
令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和9年度は、ポーランドにおいて開始した子ども支援施設の本格運営年度と位置付ける。本法人は、ウクライナ侵攻により被災した子ども支援を最優先事業とし、人的・財政的資源を重点的に配分する。

また、継続寄付者数の拡大を最重要課題とし、安定的な事業運営を可能とする財政基盤の確立に取り組む。

前年度に整備した運営体制を基盤として、医療・心理ケアおよび学習支援を継続的に実施し、支援内容の安定化および質の向上を図るとともに、現地関係機関との連携を強化し、安全管理体制および運営管理体制の充実を進める。

併せて、日本国内においては「ウクライナの子どもを応援するワンコイン・サポーターズ」の拡充を図り、寄付者への活動報告および情報公開を徹底することで、市民参加型の持続可能な支援モデルの確立を目指す。

さらに、事業の継続性を確保するため、日本国内における専従スタッフの雇用体制を整備し、会計管理、広報、寄付者対応等の運営基盤を強化し、組織運営の安定化を図る。

本年度は、次の三点を重点事項として取り組む。

- ① ポーランドにおける子ども支援施設の安定的運営
- ② 「ワンコイン・サポーターズ」の拡充による継続寄付基盤の強化
- ③ 日本国内における運営体制の強化および専従スタッフの雇用

## 2 特定非常利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) 子どもの医療、心理的支援及び教育支援に関する事業	ポーランドにおいて、ウクライナから避難している子どもを対象に、医療支援、心理的ケア及び学習支援を一体的に提供する施設を運営する。 現地スタッフを雇用し、医療・心理支援体制の整備及び基礎学習支援や個別サポートを実施することにより、安定的かつ継続的な包括支援体制を確立する。	(A) 2027年4月～2028年3月 (B) ポーランド (C) 3名	(D) ウクライナからポーランドへ避難している子どもたち (E) 20～30人	4,000
(2) 青少年による国際人道支援ボランティアに関する事業	フィリピン・セブにおいて、ストリートファミリー及びスラム地域の子どもたちを対象とした生活支援及び教育支援活動を継続して実施する。 あわせて、日本の青少年が国際人道支援活動に参画する機会を拡充し、国際協力の担い手となる人材の継続的な育成を図る。	(A) 2027年4月～2028年3月 (B) フィリピン・セブ (C) 20人	(D) フィリピン・セブのストリートファミリー、スラム地域の子どもたち (E) 100人	3,500
(3) 国内普及啓発・寄付募集事業	名古屋市内において、ウクライナ侵攻により被災した子どもたちの現状及び国際人道支援の必要性に関する普及啓発活動を継続・強化する。 あわせて、市民及び企業を対象に「ワンコイン・サポーターズ」の募集を拡充し、安定的かつ持続可能な支援基盤の確立を図る。	(A) 2027年4月～2028年3月 (B) 名古屋市内 (C) 3名	(D) 名古屋市民、学生、企業関係者等 (E) 延べ400名	2,350

活動予算書

法人成立の日から 令和9年3月31日まで

(単位:円)

<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取人會金	0		
賛助会員受取人會金	0		
正会員受取會費	30,000		
賛助会員受取會費	0	30,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	31,000,000	31,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
子どもの医療、心理的支援及び教育支援に関する事業収益	0		
青少年による国際人道支援ボランティアに関する事業収益	300,000		
国内普及啓発・寄付募集事業収益	0	300,000	
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	5,000	5,100	
経常収益計			32,335,100
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,000,000		
法定福利費	500,000		
人件費計	2,500,000		
(2) その他経費			
諸謝金	100,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	500,000		
通信運搬費	100,000		
賃借料	1,000,000		
その他経費計	1,850,000		
事業費計		4,350,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000		
給料手当	2,000,000		
法定福利費	100,000		
人件費計	2,700,000		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	500,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	200,000		
水道光熱費	100,000		
賃借料	500,000		
保険料	50,000		
租税公課	10,000		
雑費	50,000		
その他経費計	1,460,000		
管理費計		4,160,000	
経常費用計			8,510,000
当期正味財産増減額			23,825,100
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			23,825,100

活動予算書

令和9年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

(単位:円)

<b>I 経常収益</b>			
<b>1. 受取会費</b>			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0	30,000	
<b>2. 受取寄附金</b>			
受取寄附金	31,000,000	31,000,000	
<b>3. 受取助成金等</b>			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
<b>4. 事業収益</b>			
子どもの医療、心理的支援及び教育支援に関する事業収益	0		
青少年による国際人道支援ボランティアに関する事業収益	300,000		
国内普及啓発・寄付募集事業収益	0	300,000	
<b>5. その他収益</b>			
受取利息	100		
雑収益	5,000	5,100	
<b>経常収益計</b>			32,335,100
<b>II 経常費用</b>			
<b>1. 事業費</b>			
<b>(1) 人件費</b>			
給料手当	3,000,000		
法定福利費	500,000		
<b>人件費計</b>	<b>3,500,000</b>		
<b>(2) その他経費</b>			
諸謝金	100,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	1,000,000		
通信運搬費	100,000		
賃借料	1,000,000		
消耗品費	3,000,000		
雑費	1,000,000		
<b>その他経費計</b>	<b>6,350,000</b>		
<b>事業費計</b>		9,850,000	
<b>2. 管理費</b>			
<b>(1) 人件費</b>			
役員報酬	120,000		
給料手当	3,000,000		
法定福利費	500,000		
<b>人件費計</b>	<b>3,620,000</b>		
<b>(2) その他経費</b>			
諸謝金	100,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	100,000		
旅費交通費	500,000		
通信運搬費	120,000		
消耗品費	100,000		
水道光熱費	150,000		
賃借料	500,000		
保険料	50,000		
租税公課	10,000		
雑費	300,000		
<b>その他経費計</b>	<b>2,030,000</b>		
<b>管理費計</b>		5,650,000	
<b>経常費用計</b>			15,500,000
当期正味財産増減額			16,835,100
前期繰越正味財産額			23,825,100
次期繰越正味財産額			40,660,200